

ものであることを全國民に理解せしめなければならぬ
のであります。之と同時に、事業主に於ては産業報國
の見地より全従業員の人格を尊重すると共に、彼等の
福祉増進の爲の施設を整備して勞資間の對立抗争の禍
因を除去し、而して勞資一体、産業平和の實現に協力す
べきであります。又政府に於ては、國民生活の安定と
産業進展の爲に常に國家的立場から不偏なる社會政策
を實施し、勤勞者、事業主及び政府は三位一体となつ
て協調の實を擧ぐべきであります。(註)

(註) 社會政策時報昭和十二年三月號二一四頁

こゝに見られる如く、本會の傳統とする協調主義を
強調してゐるとは言へ、時代思潮に即して新たな勞資

調整の理念を導入せんとするに至つた。而して、斯かる
協調主義の時代の偏向を誘致するに至つた當時の客觀的
情勢もつ、で回顧することが必要であらう。

用知の如く、滿洲事變より五・一五事件及び二・二六
事件を経て日華事變へと發展した我國政治經濟上の緊迫
化の過程は、先づ非常時体制を惹起するに至つた。殊
に昭和十二年は華戰時体制より戰時体制への移行の年と
して特徴付けられたが、歐洲に於ける現状維持國家群と
現狀打破國家群との對立抗争の激化に呼應して、我國の
大陸進出による極東に於ける政治的緊張は本年七月に勃
發せる日華事變を以て之の爆發點に達し、國際關係の緊